

総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第28号

総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年総社市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「削除項号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利益処分の方法及び積立金の取崩し) 第7条 毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額がある場合は、<u>減債積立金</u>、<u>利益積立金又は建設改良積立金として積み立てることができるものとする。</u><u>ただし、減債積立金については、企業債の額を超えて積み立てることはできない。</u></p>	<p>(利益処分の方法及び積立金の取崩し) 第7条 毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額<u>(以下「欠損金補てん残額」という。)</u>がある場合は、<u>次の各号に定める方法により処分するものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業年度末日において企業債を有する場合は、欠損金補てん残額の20分の1を下らない金額(企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補てん残額の20分の1に満たないときは、その額)を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てるものとする。この場合において、積み立て後なお欠損金補てん残額があるときは、その残額の全部又は一部を利益積立金又は建設改良積立金として積み立てるものとする。</u></p> <p><u>(2) 事業年度末日において企業債を有しない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合は、欠損金補てん残額の全部又は一部を利益積立金又は建設改良積立金として積み立て</u></p>

改 正 後	改 正 前
2 略	<p><u>るものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>3 減債積立金を使用して企業債（建設改良費の財源として借り入れたものに限る。）を償還した場合及び建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるものとする。</u></p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。